

欧州連合司法裁判所の判決について

(2014年2月6日・事件番号 C-98/13)

【事案の概要】

デンマーク在住のブロムキスト氏が中国の販売サイトからロレックスの腕時計の模倣品を購入し、その模倣品が香港からデンマークに送られたところ、デンマークの税関が、旧税関規則¹に基づき、当該模倣品を差し止めた事件。ロレックス社がブロムキスト氏に対し、模倣品の廃棄への承諾を求めたのに対し、ブロムキスト氏は個人使用目的を理由にその承諾を拒んだため、デンマークの各裁判所において廃棄請求権等の存否が争われた。

旧税関規則の適用には、デンマークの商標権等の侵害を要するところ、デンマーク商標法等によると個人使用目的の購入については侵害と認められないため、デンマークの最高裁判所は、EU域外の販売業者の行為に商標権の侵害が認められるか等について、欧州連合司法裁判所（the Court of Justice of the European Union）に質問を付託した。

【争点】

旧税関規則の解釈上、EU非加盟国のオンライン販売ウェブサイトを通じて、EU加盟国の領域内に居住する個人に対して販売された商品に関して、

- ① それらの商品が当該加盟国の領域に入り込むその時点で、知的財産権の権利者が、旧税関規則によって、当該権利者に与えられる保護を享受するため、当該販売が、同加盟国において「取引上の使用」等を構成するものとして、捉えなければならないか。
- ② 当該販売に先立って、当該商品は当該加盟国の消費者に直接宛てた販売の申出又は広告の対象となっていないなければならないか。

【判示事項】

・争点①について

旧税関規則は、以下を意味するものとして解釈しなければならない。すなわち、EU非加盟国のオンライン販売ウェブサイトを通じて、EU加盟国の領域内に居住する個人に対して販売された商品に関して、単に当該商品の（前述の個人による）取得のために当該商品が当該加盟国の領域に入り込む時点で、知的財産権の権利者は、旧税関規則によって当該権利者に与えられる保護を享受する。

・争点②について

当該販売に先立って、当該商品が当該加盟国の消費者に直接宛てた販売の申出又は広告の対象となっていたことを要しない。

¹ 「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する 2003年7月22日付理事会規則(EC)No 1383/2003)」

【上記判決後の EU の運用について】

弊庁関係機関へ照会した結果、上記判決後、EU においては、EU 域内の者が個人として使用する場合であっても、EU 域外の事業者が模倣品を EU 域内に宛てて送付した場合については、当該事業者の行為に商標権侵害が成立すると解釈し、税関差止めの対象とされているとのことである。その際、EU 域外の事業者を「輸入」行為等の主体とみて、商標権侵害が成立すると解釈しているとのことである。

【関連条文】 ※下線部は本判決において特に関連する。

▼旧税関規則（(EC) 1383/2003）（仮訳）※現行法では、第 17 条第 1 項、第 23 条第 1 項

Article 9 1. <u>Where a customs office to which the decision granting an application by the right-holder has been forwarded pursuant to Article 8 is satisfied, after consulting the applicant where necessary, that goods in one of the situations referred to in Article 1(1) are suspected of infringing an intellectual property right covered by that decision, it shall suspend release of the goods or detain them.</u> The customs office shall immediately inform the competent customs department which processed the application. 2,3 —	第 9 条 1. 第 8 条の規定を満たすことに従い転送された権利者による申立てを許可する決定をした <u>税関は、必要に応じて申請者と協議の上、第 1 条(1)に掲げる場合のいずれかに該当する商品がその決定の対象となる 知的財産権を侵害している疑いがあると認める場合には、その商品の放出を一時停止し、又は留置しなければならない。</u> 税関は、申立てを処理した管轄税関を直ちに通知しなければならない。 2・3 略
Article 17 1. <u>Without prejudice to the other legal remedies open to the right-holder, Member States shall adopt the measures necessary to allow the competent authorities:</u> (a) <u>in accordance with the relevant provisions of national law, to destroy goods found to infringe an intellectual property right or dispose of them outside commercial channels</u>	第 17 条 1. <u>加盟国は、権利者に認められている他の法的救済手段を害することなく、所轄官庁を許可するために必要な措置を採用するものとする：</u> (a) <u>国内法の関連規定に従って、いかなる種類の補償もなく、国内法に別段の定めがない限り、財政負担なしに、知的財産権を侵害していることが判明した商品を破壊又は権利者への損害を生じさせることなしに商業経路外に破棄すること；</u>

<u>in such a way as to preclude injury to the right-holder, without compensation of any sort and, unless otherwise specified in national legislation, at no cost to the exchequer;</u> (b) — 2. —	(b) 略 2. 略
---	---------------

▼旧ハーモ指令（(EC)2008/95）（仮訳）※現行法では第10条第2項・第3項第(b)(c)項

Article 5 Rights conferred by a trade mark 1. <u>The registered trade mark shall confer on the proprietor exclusive rights therein. The proprietor shall be entitled to prevent all third parties not having his consent from using in the course of trade:</u> (a) <u>any sign which is identical with the trade mark</u> in relation to goods or services which are identical with those for which the trade mark is registered; (b) — 2. Any Member State may also provide that the proprietor shall be entitled to prevent all third parties not having his consent from using in the course of trade any sign which is identical with, or similar to, the trade mark in relation to goods or services which are not similar to those for which the trade mark is registered, where the latter has a reputation in the Member State and where use of that sign without due cause takes unfair advantage of, or is detrimental to, the distinctive character or the repute of the trade mark. 3. <u>The following, inter alia, may be prohibited under paragraphs 1 and 2:</u> (a) — (b) <u>offering the goods, or putting them on the</u>	第5条 商標により付与される権利 1. <u>登録商標は、その排他的権利を所有者に付与するものである。所有者は、その同意を得ていないすべての第三者が次のものを取引上使用することを防止する権利を有する：</u> (a) <u>その標章が当該商標と同一</u> であって、商標登録の対象である商品又はサービスと同一である商品又はサービスに関して使用されている場合； (b) 略 2. また、いずれの加盟国も、当該商標がその加盟国において名声を得ており、かつその標識の使用が正当な理由なく当該商標の識別性または名声を不正に利用し、または害する場合には、当該商標の所有者は、当該商標と同一または類似の標識を、その所有者の同意を得ていないすべての第三者が取引において、当該商標の登録にかかわる商品または役務と類似でないものに使用することを防止する権利を有する旨を定めることができる。 3. <u>第1項及び第2項に基づき、特に次について禁止することができる。</u> (a) 略 (b) <u>標章の下で商品を提供若しくは市販し、又はこれ</u>
---	--

<u>market</u> or stocking them for these purposes under that sign, or offering or supplying services thereunder; (c) <u>importing</u> or exporting <u>the goods under the sign</u> ; (d) — 4., 5 —	らの目的で所持し、又はその下でサービスを提供し又は供給すること ; (c) <u>その標識の下で商品を輸入 又は輸出すること ;</u> (d) 略 4・5 略
---	---

▼旧共同体規則 ((EC)207/2009) (仮訳) ※現行法では第9条第2項・第3項第(b)(c)項

Article 9 Rights conferred by a Community trade mark 1. <u>A Community trade mark shall confer on the proprietor exclusive rights therein. The proprietor shall be entitled to prevent all third parties not having his consent from using in the course of trade:</u> (a) <u>any sign which is identical with the Community trade mark</u> in relation to goods or services which are identical with those for which the Community trade mark is registered; (b) , (c) — 2. The following, inter alia, may be prohibited under paragraph 1: (a) — (b) <u>offering the goods, putting them on the market</u> or stocking them for these purposes under that sign, or offering or supplying services thereunder; (c) <u>importing</u> or exporting <u>the goods under that sign</u> ; (d) — 3. —	第9条 共同体商標によって与えられる権利 1. 共同体商標は、 <u>その排他的権利を商標の所有者に付与する。共同体商標の所有者は、以下の場合について、その同意を得ていない全ての第三者が商品又はサービスに関して取引上で使用することを防止する権利を有する :</u> (a) <u>共同体商標と同一の標章</u> であり、かつ、共同体商標の登録対象である商品又はサービス同一のものに関して使用されるもの ; (b) ・ (c) 略 2. 次の事項は、特に、1.に基づいて禁止することができる : (a) 略 (b) <u>標章の下で商品を提供若しくは市販し、又はこれらの目的で所持し、又はその下でサービスを提供し又は供給すること ;</u> (c) <u>当該標章の下に、商品を輸入 又は輸出 すること ;</u> (d) 略 3. 略
---	---